

外郭防音工事について（お知らせ）【徳島飛行場・美保飛行場】

■ 外郭防音工事^(※1)の対象住宅について、必要な手続きを了し、下記のとおり見直しましたのでお知らせいたします。

区域	対象住宅	特記事項
75W 以上	<p>(1) 鉄筋コンクリート造系の集合住宅（以下「RC集合住宅」という。）であって、防音工事を実施していない住戸</p> <p>(2) 原則として、一挙防音工事等^(※2)と外郭防音工事を実施した住戸が混在^{【特記事項Ⅰ】}しているRC集合住宅^{【特記事項Ⅱ】}であって、単板プレスドアのように芯材を使用していない玄関建具^{【特記事項Ⅲ】}が設置されている一挙防音工事等を実施済みの住戸^{【特記事項Ⅳ】}</p>	<p>I 一挙防音工事等を実施した住戸の外郭防音工事と防音区画改善工事又は防音工事を実施していない住戸の外郭防音工事を同時期に実施することにより混在することとなる場合を含みます。</p> <p>II 同一敷地内又は同一の利用目的に供されているひとまとまりの土地に複数棟のRC集合住宅が所在する場合であって、それら複数棟のRC集合住宅を同一の管理者が管理している場合を含みます。</p> <p>III 芯材の有無を確認するため、玄関建具の型番が分かる設計図書や写真等及びカタログ等の提出が必要となりますので、詳しくは事前にご相談ください。</p> <p>IV 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住戸にあっては、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過している場合に限ります。</p>
	<p style="text-align: center;">今回見直し</p> <p>(2) 原則として、一挙防音工事等^(※2)と防音区画改善工事^(※3)又は外郭防音工事を実施した住戸が混在^{【特記事項Ⅰ】}しているRC集合住宅^{【特記事項Ⅱ】}であって、単板プレスドアのように芯材を使用していない玄関建具^{【特記事項Ⅲ】}が設置されている一挙防音工事等を実施済みの住戸^{【特記事項Ⅳ】}</p>	

- (※1) 外郭防音工事 : 世帯人員にかかわらず、原則として、家屋全体を一つの区画とし、その外郭について実施する防音工事
- (※2) 一挙防音工事等 : 一挙防音工事、新規防音工事又は追加防音工事
- (※3) 防音区画改善工事 : バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う防音工事

- ご不明な点等がありましたら、末尾の問い合わせ先までご連絡ください。
- 新たに対象となった住宅については、住宅防音工事希望届の提出が可能です。